

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と
放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の
状態の判断指標の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の「別表 調査項目（5領域11項目）」（以下「5領域11項目調査」という。）を用いて判定を行っていただいております。放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための児童の状態の判断については、平成24年厚生労働告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「別表第2」（以下「放デイ指標判定調査」という。）を用いて判定を行っていただいております。このたび、これらの調査項目・指標判定を併せて実施する場合の取り扱いについて、下記の通り実施することが可能であることを改めてご案内するとともに、判定例を別添の通りお示しいたしますので、管内市区町村への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

5領域11項目調査の聞き取りを行う際、「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目について、別紙対応表を参考に、5領域11項目調査の聞き取り結果を放デイ指標判定調査に活用することにより、聞き取り時間の短縮及び調査対象となる児童・保護者の負担軽減を図られたい。

5領域11項目調査と放デイ指標判定調査の関連項目対応表

| 5領域11項目 | | 放課後等デイサービス指標 | |
|---|---|----------------|-----------|
| 項目 | 判断基準 | 調査項目 | |
| ① 食事 | 全面的に介助を要する。(全介助) おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。(一部介助) | 対応項目なし | |
| ② 排せつ | 全面的に介助を要する。(全介助) 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。(一部介助) | 対応項目なし | |
| ③ 入浴 | 全面的に介助を要する。(全介助) 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。(一部介助) | 対応項目なし | |
| ④ 移動 | 全面的に介助を要する。(全介助) 手を貸してもらうなど一部介助を要する。(一部介助) | 対応項目なし | |
| ⑤ 行動障害および精神症状 | (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 | 大声・奇声を出す | 行動障害 4-7 |
| | | 多動・行動停止 | 行動障害 4-19 |
| | | 不安定な行動 | 行動障害 4-20 |
| | | 突発的な行動 | 行動障害 4-24 |
| | (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 | 異食行動 | 行動障害 4-16 |
| | | 過食・反ずう等 | 行動障害 4-25 |
| | (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 | 自らを傷つける行為 | 行動障害 4-21 |
| | | 他人を傷つける行為 | 行動障害 4-22 |
| 不適切な行為 | | 行動障害 4-23 | |
| (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 | そううつ状態 | 行動障害 4-26 | |
| (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 | 反復的行動 | 行動障害 4-27 | |
| (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。 | コミュニケーション | 意思疎通 3-3 | |
| | 説明の理解 | 意思疎通 3-4 | |
| | 対人面の不安緊張、集団への不適応 | 行動障害 4-28、4-33 | |
| (7) 学習障害のため、読み書きが困難。 | 読み書き | 意思疎通 3-5 | |

※「⑤行動障害および精神症状」については、障害支援区分における認定調査項目番号を付記している。

| 支援を要する頻度についての考え方(既存の整理の再掲であり、新たな見解を示すものではありません) | | |
|---|---|--|
| ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要 | 調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 | 5領域11項目と同様だが、支援の頻度の判断に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」(厚生労働省)に示す ・意思疎通項目については、「できたりできなかったりする場合は」「できない状況」に基づき判断する ・行動障害項目については、行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する 等の基本的な考え方に準拠する (平成30年7月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」より 一部追加) |
| 週1回以上の支援や配慮等が必要 | 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 | |
| 月に1回以下の支援が必要/支援が不要 | 該当項目なし | |